

第3部 支給関係

第 3 部 支 給 関 係

1 給与の支給

(1) 支払の原則

給与は、法令で特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を、毎月一定の日に、支払わなければならない。

ア 給料……その月分を原則として、給料の支給定日に支給する。

給料の支給定日…その月の 21 日 { その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日 }

地方公務員法
第 25 条第 2 項

規則 7-0
第 2 条

(給料の支給定日以外の日)に支給される特例)

事 由	支 給 日
給料の支給定日後に職員として採用された場合	その際
給料の支給定日前に職員が退職し、又は死亡した場合	その際
休職、専従許可、停職中等の職員が給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合	その際
災害により給料の支給定日に支給できない場合	給料の支給定日後に支給できる日

規則 7-0
第 3 条第 1 項
規則 7-0
第 3 条第 1 項

規則 7-0
第 5 条第 2 項

規則 7-0
第 3 条第 2 項

イ 各手当等

(ア) 給料の支給定日に支給される手当等

手 当 等	支 給 方 法
管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、特勤勤務手当等、へき地手当等、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当	その月分を給料の支給定日に支給する。
時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当、特殊勤務手当	その月分を次の月の給料の支給定日までに支給する。
通勤手当	支給単位期間分を当該支給単位期間に係る最初の月の給料の支給定日に支給する。
寒冷地手当	基準日の属する月の給料の支給定日に支給する。

規則 7-0
第 5 条の 2
第 5 条の 3
第 6 条

産業教育手当支給
規則 4 条
定時制通信教育
手当支給規則
第 3 条

規則 7-0 第 10 条
規則 7-81 第 4 条
規則 7-86 第 5 条

規則 7-44
第 19 条の 2

規則 7-85
第 7 条

(注) 扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当に係る事実が給料の支給定日までに確認できない場合等には、給料の支給定日後に支給できる。

(イ) 特定の日)に支給される手当

手 当	支 給 日
期末手当 勤勉手当	6月30日、12月10日 左の各日が、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、最も近い日曜日又は土曜日以外の日)に支給する。

規則 7-80
第 15 条
別表第 3

ウ 給与の口座振替

条例第24条

給与は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(2) 支給の方法

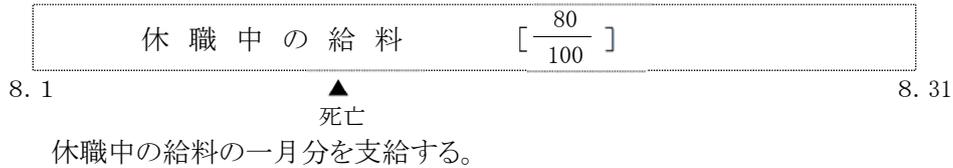
ア 支給の始期及び終期等

条例第6条

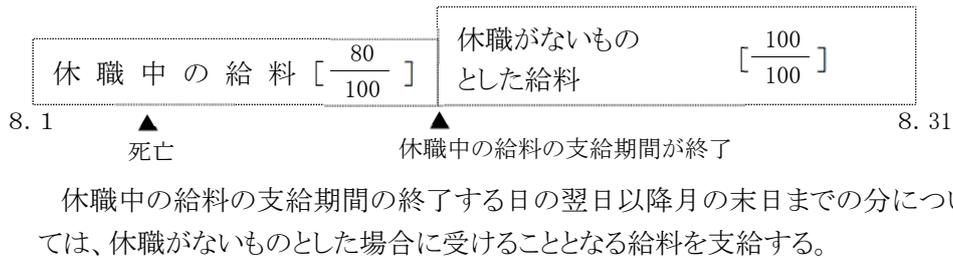
- (ア) 給料は、新たに職員となった日から、職員が退職した日まで支給する。
また、職員が死亡した時は、その月まで給料を支給する。

(例)

① 休職中に死亡した場合



② 月の中で休職中の給料の支給される期間が終了することとなっている場合で、当該期間の終了前に死亡したとき



条例第6条

- (イ) 昇格、昇給、給料表の適用を異にする異動、降格等により給料月額に異動を生じた場合は、その日から新たに定められた給料を支給する。

規則7-0
第4条

- (ウ) 給料の支給義務者を異にして異動した場合は、発令の前日までの分を従前所属していた支給義務者において支給し、発令の当日以降の分をその者が新たに所属することとなった支給義務者において支給する。

規則7-0
第5条

- (エ) 休職、専従許可、派遣、育児休業、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業又は停職の終了により復職し、又は職務に復帰した場合は、その日から支給する。

休職若しくは停職にされた場合、派遣された場合又は専従を許可された場合、育児休業、大学院修学休業、自己啓発等休業若しくは配偶者同行休業の承認を受けた場合は、その日の前日まで支給する。

- (オ) 諸手当の支給については、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当を除き原則として(ア)から(エ)までの例による。(扶養手当等の支給については、参考資料2から5まで参照)

イ 給料の日割計算

次のような場合の給料は、日割計算によって支給する。

(ア) 給料の計算期間(月の初日から末日までの期間。以下「給与期間」という。)の初日から支給されない場合

(イ) 給与期間の末日まで支給されない場合

(ウ) 給与期間の途中で給料月額に異動を生じた場合

日割計算に当たっては、その給与期間の現日数から週休日(休日は週休日に含まれない。)を差し引いた日数を基礎として行う。また、休日と週休日重なった場合は、週休日として取り扱う。

(例)

① 令和4年4月11日付け採用(行政職1-5(150,600円))の場合

$$150,600 \times \frac{20 - 5}{30 - 9} = 107,571.428 \dots \rightarrow 107,571 \text{円 (1円未満切捨て)}$$

4月の全日数	30日
4月の週休日の日数	9日
採用の日から月の末日までの日数	20日
採用の日から月の末日までの週休日の日数	5日

② 令和4年6月10日付け退職(行政職6-41(392,600円))の場合

$$392,600 \times \frac{10 - 2}{30 - 8} = 142,763.636 \dots \rightarrow 142,763 \text{円 (1円未満切捨て)}$$

6月の全日数	30日
6月の週休日の日数	8日
月の初日から退職の日までの日数	10日
月の初日から退職の日までの週休日の日数	2日

ウ 勤務1時間当たりの給与額

給与の減額、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給額を算定する際の勤務1時間当たりの給与額は、次のとおりである。

区 分	勤 務 1 時 間 当 た り の 給 与 額
給与の減額 の場合	$\frac{(\text{給料月額} + \text{給料の月額に対する地域手当の月額}) \times 12}{1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52}$
時間外勤務 手当、休日 勤務手当及 び夜間勤務 手当の支給 の場合	$\frac{(\text{給料月額} + \text{次に掲げる給与の月額}) \times 12}{1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52 - \text{人事委員会規則で定める時間}}$ <p>※ 人事委員会規則で定める時間とは、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における祝日法による休日及び年末年始の休日の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては、当該時間に、その職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間)</p> <p>① 地域手当 ② 特勤勤務手当等 ③ へき地手当等 ④ 初任給調整手当 ⑤ 寒冷地手当 ⑥ 義務教育等教員特別手当 ⑦ 産業教育手当 ⑧ 定時制通信教育手当 ⑨ 農林漁業普及指導手当 ⑩ 月額の特種勤務手当(人事委員会規則で定めるものに限る。)</p> <p>なお、月額以外の特種勤務手当(人事委員会規則で定めるものに限る。)の支給対象となる勤務をした場合には、人事委員会規則で定める額を別に加算する。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 100px;"> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <p>①～③については、給料の月額 に対する手当の月額</p> </div> </div>

規則7-0
第10条の2
第11条

エ 端数の処理方法

- (ア) 支給すべき給与の各給与種目別の確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。
- (イ) 給与を減額する場合の1時間当たりの給与額、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の1時間当たりの額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

端数計算法
第2条第1項

給与法
第18条の2準用

(例) 正規の勤務時間が割り振られた日(休日を除く。)における時間外勤務の場合

(1) 給料月額312,700円(行政職3-52)である職員

$$\frac{312,700 \times 12}{38.75 \times 52 - 139.5} = 2,000.746 \dots \text{ (端数処理はしない。)}$$

※令和4年度の人事委員会規則で定める時間は139.5時間

① 午後10時までに行われる時間外勤務の単価

$$2,000.746 \dots \times \frac{125}{100} = 2,500.933 \dots \rightarrow 2,501 \text{円}$$

(50銭以上1円未満切上げ)

② 午後10時以降翌日午前5時までに行われる時間外勤務の単価

$$2,000.746 \dots \times \frac{150}{100} = 3,001.119 \dots \rightarrow 3,001 \text{円}$$

(50銭未満切捨て)

(2) (1)の例において日額300円の特殊勤務手当が算出の基礎に加えられる場合

① 午後10時までに行われる時間外勤務の単価

$$\left[2,000.746 \dots + \frac{300}{38.75 \div 5} \right] \times \frac{125}{100} = 2,549.320 \dots \rightarrow 2,549 \text{円}$$

(50銭未満切捨て)

② 午後10時以降翌日午前5時までに行われる時間外勤務の単価

$$\left[2,000.746 \dots + \frac{300}{38.75 \div 5} \right] \times \frac{150}{100} = 3,059.184 \dots \rightarrow 3,059 \text{円}$$

(50銭未満切捨て)

(3) 給与の減額

職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合を除き、勤務1時間当たりの給与額に勤務しなかった時間数を乗じて得た給与額を減じて支給する。

条例第12条

(4) 減給

減給とは、懲戒処分の一つであり、6月以下の期間、給料の月額10分の1以下の額を給与から減ずるものである。

ア 減給は、休職等で給料を減ぜられている場合でも、本来受けるべき給料の月額を基礎として計算した額を給与から減ずる。

イ 給与条例の給料表の適用を受ける職員については、減給期間は一般的に月単位で表示され、この場合は、その効力発生の日の直後の給料の支給定日から、減給期間として示された月数に応じて給料の支給定日ごとに差し引く。

ウ 減給期間中に降格、休職その他給料が変更された場合でも、減給額は減給発令時の給料の月額を基礎として行う。

地方公務員法
第29条
懲戒条例第4条

2 休職者等の給与

(1) 休職者の給与

休職者の給与は、その休職の事由に応じ、次に掲げる割合及び期間で支給する。

休職の事由	期間	割合	支給する給与
(1) 公務傷病及び通勤に係る傷病	全期間	$\frac{100}{100}$	給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当、初任給調整手当、特勤手当等、へき地手当等、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当(勤務した日がある場合)、義務教育等教員特別手当
(2) 私傷病((1)以外の傷病をいう。)	1年間	$\frac{80}{100}$	給料、扶養手当、地域手当、住居手当、寒冷地手当、期末手当
(3) 刑事事件による起訴	全期間	$\frac{60}{100}$	給料、扶養手当、地域手当、住居手当
(4) 校長、教員、学校事務職員の結核性疾患	2年間 (特に必要ときは予算の範囲内で、満3年まで延長できる。)	$\frac{100}{100}$	給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当(勤務した日がある場合)、特勤手当等、へき地手当等、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当(勤務した日がある場合)、義務教育等教員特別手当
(5) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合	公務上の災害の場合	$\frac{100}{100}$ 以内	給料、扶養手当、地域手当、住居手当、寒冷地手当、期末手当
	その他	$\frac{70}{100}$ 以内	

条例第21条
第1項

条例第21条
第2項

条例第21条
第3項

教育公務員特例法
第14条

公立の学校の事務
職員の休職の特例
に関する法律

条例第21条
第7項

(2) 私傷病による病気休暇中の職員の給与

私傷病による病気休暇中の職員の給与(特殊勤務手当を除く。)の支給は、次のとおりである。

給与の種類	区分
給料、扶養手当、特勤手当等、へき地手当等、地域手当、住居手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、単身赴任手当、寒冷地手当	その月に勤務した日がなくとも支給する。
通勤手当	その月に通勤した日がないときは、支給しない。
管理職手当	その月に勤務した日がないときは、支給しない。
産業教育手当、定時制通信教育手当	その月において引き続き16日以上出張中の場合、研修中の場合又は勤務しない場合は、支給しない。
農林漁業普及指導手当	その月において勤務しない日の合計が勤務を要する日の2分の1を超えるときは、支給しない。

規則7-44
第21条

規則7-0
第5条の4

産業教育手当支給
規則第5条
定時制通信教育
手当支給規則
第3条
規則7-86
第3条

3 派遣職員の給与

(1) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員

- ア 人事委員会規則の定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、派遣期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ $\frac{100}{100}$ 以内を支給する。
- イ 派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると人事委員会が認めた場合は、給与を支給しない。
- ウ 派遣期間中の給与の支払いは、あらかじめ職員の指定する者に行うことができる。

外国派遣条例
第4条

(2) 公益的法人等に派遣される職員

- ア 派遣期間中、給与を支給しない。
- イ 派遣先団体において従事する業務が地方公共団体委託等業務である場合又は地方公共団体委託等業務が派遣先団体の主たる業務である場合には、その派遣期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ $\frac{100}{100}$ 以内を支給することができる。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律
第6条
公益的法人等派遣
条例第4条

